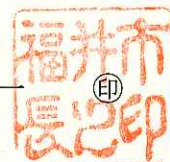


参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 6月 26日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

次郎丸集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年6月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
認定農業者	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・圃場整備にとりかかり、後継者が機能する環境が整備されている。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っている。今後も継続していく。
- ・営農・維持管理作業を請負う定年帰農者による組織が設立され、耕作放棄地が削減している。今後も継続していく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害が減少している。今後も継続していく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。